明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四〇二
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四八
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二七六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八七
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三五
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一五
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九四
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八二
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五七
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九五七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九五六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	〇・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	〇・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	〇・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	〇・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	〇・九六三
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	〇・九七〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	〇・九七〇

十三　昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者　被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・五九八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・二八三
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・〇八六
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・六四九
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・七七一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・七二六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九三〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・二〇九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一八三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五九九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・四一九
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六七九
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三四〇
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・七六四
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七六二
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三五二
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九四五
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七八七
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六九四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五二六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四五三
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四〇二
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四八
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二七六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一三